

第2章 交通安全意識の普及及び徹底

交通安全の基本は、市民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身に付け、交通事故防止のため実践することです。

交通安全意識を社会のすみずみまで普及浸透させていくため、一人ひとりのライフステージに応じた段階的、体系的な交通安全教育を推進します。

また、家庭、学校、職域や地域社会における交通安全意識の高揚を図るとともに、広域啓発活動の充実・強化に努めます。

1 体系的な交通安全教育の推進

(1) 幼児・児童・生徒に対する交通安全教育

幼児・児童・生徒を交通事故から守るには、日常の適切な指導と計画的・組織的な交通安全教育を行う必要があります。

そのため、家庭・学校・地域社会・関係諸機関相互の有機的な連携を深めながら、交通安全教育の一層の整備と充実を図っていきます。

ア 幼児期には、実践活動を通して、交通安全のきまりを理解させ、安全に行動できる習慣や態度の育成に努めます。

イ 小学生には、安全な走行、乗り物(自転車等)の利用、身近な交通安全施設・交通規制などの理解を通して、安全な生活を営むことができる態度や能力の育成に努めます。

ウ 中学生には、歩行者としての安全な行動、自転車の正しい利用、交通事情や交通法規、応急処置、交通災害防止等に関する基本的事項の理解を深め、交通災害防止能力の育成に努めます。

エ 高校生には、交通社会における良き社会人として、反社会的行為について理解させながら、必要な交通マナーを身に付けさせ、特に、自転車や二輪車の安全な利用に関する意識の高揚と実践力の向上を図ります。

オ 養護(特別支援19年4月1日以降)学校の児童・生徒には、その障害の種別や状態及び発達段階に応じて、安全に関する基本的事項についての指導に努めます。

- (2) 運転者に対する交通安全教育
地域、職域等における交通安全講習会を交通関係団体と連携しながら開催し、効率的な交通安全教育を推進します。特に、二輪運転者については、二輪車実技教室を中心とした交通安全指導を実施し、安全意識の高揚と安全運転技術の向上を図ります。
- (3) 身体障害者に対する交通安全教育
身体障害者の安全な通行方法等について、関係機関・団体等と相互に連携を図り、交通安全教育を推進し、交通安全意識の高揚を図ります。
- (4) 自転車利用者に対する交通安全教育
「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を展開するなどして、自転車利用者のルールの確立及びマナー向上のための啓発を行い、また、自転車関係団体と連携しながら、自転車の安全利用を促進するキャンペーンなど展開し自転車の点検整備・自転車の正しい利用を促進し、自転車事故の防止を図ります。
- (5) 交通安全教育推進のための教材資料の充実
学校教育用教材の配布・交通安全啓発用ビデオの学校・民間団体へ貸出しシステム等の充実を図ります。

2 地域社会における交通安全意識の高揚

- (1) 交通安全協会を主体とした交通安全教育の推進
交通事故の防止をするため、組織の増強、活性化を図りながら、各種対策を推進します。
 - ア 子ども対策
 - a 「交通安全親子の集い」等の参加・体験的行事を通して、未就学児童の交通安全に関する習慣、態度、能力の育成指導を行います。
 - b 「交通少年団」の団員加入を促進するとともに、団体活動を通して、子どもの交通安全意識の普及浸透を図ります。
 - イ 若年者対策
関係機関と連携し、二輪実技講習会を実施するなどし、若者の交通安全意識の高揚に努めます。

ウ 高齢者対策

高齢者の事故防止及び重大事故防止を目的に、「ミニ交通安全運動」等において、交通事故多発交差点での、交通安全の啓発活動を行います。

エ その他の対策

交通安全施設の整備点検、また、各種行事における、警備・交通整理・誘導等の協力支援を通して、地域社会における交通安全意識の高揚に努めます。

(2) 家庭、学校、職域、地域における交通安全教育の推進

ア 家庭においては

親が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全について話し合いが行われるよう、各種の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールと交通マナーの普及浸透を図ります。

イ 小・中・高等学校等においては

教職員の方々のご協力を得ながら、それぞれの児童・生徒に応じた交通安全教育活動を推進します。

ウ 職域においては

事業所を中心とした各種安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じ交通安全教育活動を推進します。

エ 地域においては

交通安全意識を普及浸透させていくため、地域の交通安全組織を拡大・充実させるとともに、その指導者の育成を図り、交通安全教育の計画的な運用に努めます。

また、出前講座など市民との直接対話等により、交通安全の知識等の啓発を図ります。

(3) 地域ぐるみの交通安全運動の推進

ア 交通安全運動

市民一人ひとりに交通安全思想の普及浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、安全で快適な交通社会の実現を目指して、春・秋の全国交通安全運動、年末のTOKYO交通安全キャンペーンを実施します。運動の推進に当たっては、行政機

関、交通関係団体、事業所と連携し、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進するなど、市民参加型の交通安全運動を展開します。

イ 飲酒運転の根絶

飲酒運転に起因する交通事故が後を絶ちません。飲酒運転による交通事故は、重大事故につながる危険性が非常に高く、被害者及びその家族、加害者側の家族等多くの人々を不幸にします。飲酒運転を許さない社会環境を構築するため、あらゆる機会を捉え飲酒運転の根絶を呼びかけます。

ウ 交通安全日

原則として毎月10日を「一日交通安全運動の日」とし、交通実態に即した地域、学校、職場ぐるみの交通安全活動を促進することにより、交通安全思想の普及浸透に努めます。

エ 暴走族追放強化期間

暴走行為が本格化する前の夏期1か月間を暴走族追放強化月間とし、暴走族追放気運の高揚、若者の交通安全マインドの向上等を促進し、二輪車による事故防止を推進します。

3 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化

(1) 広報活動の実施

市民ひとり一人に交通安全意識の普及徹底を図り、交通安全行動の実践を定着化させるため、市報、ホームページ、懸垂幕、ポスター等の広報媒体、交通安全運動等の行事、各種会合等あらゆる機会を通じて効果的な広報活動を推進します。

(2) 交通安全運動・交通安全フェア等行事の充実

春・秋の全国交通安全運動、TOKYO交通安全キャンペーン、交通安全フェア等の内容の充実や改善を図り、交通安全意識のより一層の普及徹底に努めます。

(3) シートベルト及びチャイルドシートの着用の推進

後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底の啓発活動等に努めます。

4 学童交通擁護員の配置

学童交通擁護員を配置し、児童の登下校時の交通安全を確保しながら、運転者・地域社会の交通安全意識の高揚を図ります。

5 西東京市交通安全協力員の設置

市長が委嘱する交通安全協力員(各小学校2人の児童保護者の方)により、広範な交通安全対策を推進します。

6 放置自転車対策の推進

「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、関連機関が連携しながら、駅周辺等の放置禁止区域における、自転車・原動機付自転車利用者の指導・警告及び放置自転車等の移送撤去等適切に措置します。

道路や歩道に置かれた自転車等は、歩行者の通行を妨げるだけでなく、交通事故の原因や救急・防災活動の際の障害にもなります。だれもが快適な生活をおくれるよう、市民の皆さまには、通学・通勤・買い物等で自転車を利用する際は自転車駐車を利用するよう呼びかけます。

< 市内の放置自転車等の状況 >

放置自転車対策状況	17年度	16年度	15年度	14年度
撤去した自転車	10,495(台)	10,656(台)	10,341(台)	10,946(台)
返還台数	6,055(台)	6,107(台)	6,463(台)	6,160(台)
返還率	57.7%	57.3%	62.5%	56.3%
撤去した原動機付自転車	180(台)	174(台)	181(台)	161(台)
返還台数	154(台)	159(台)	155(台)	141(台)
返還率	85.6%	91.4%	85.6%	87.6%
合計	10,675(台)	10,830(台)	11,522(台)	11,107(台)
返還台数	6,209(台)	6,266(台)	6,618(台)	6,301(台)
返還率	58.2%	57.9%	57.4%	56.7%

(都市整備部交通計画課・事務報告)